

# 執行部のタブレット端末の使用について(案)

市議会におけるタブレット端末の運用については、より効果的な運用を図るため、ご議論いただいているところである。

一方、執行部のタブレット端末の本会議等での運用については認められていないが、全市的なペーパーレス化を図るためにも、執行部のタブレット端末の使用について、下記のとおりとしたい。

## 1 使用を認める会議等

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会

## 2 実施時期

令和2年12月定例会

## 3 使用範囲

※「北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準」に準ずる

議会の会議等における使用

- 会議等の議題に関する資料の閲覧
- クラウド型ファイル管理システム Side Books の閲覧
- インターネットを利用しての情報の閲覧（議題に限る）

## 4 使用にあたってのルール

※「北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準」に準ずる

- (1) 公的なタブレット端末のみの使用とする。
- (2) 会議等において端末を使用の際は、議事の妨げとならないよう、操作音などの音が出ないようにする。
- (3) 端末を用いて会議等の録音及び録画を行わない。
- (4) 当該会議等における審議、審査中の情報を外部に発しない。
- (5) 会議等において端末を使用する際は、インターネットを利用しての情報の閲覧は、当該会議等の議題に関する情報についてのみ認める。